

鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務

特 記 仕 様 書

令和6年6月

鹿足郡不燃物処理組合

目 次

第1章 総 則.....	1
1. 業務の目的.....	1
2. 業務名及び業務場所.....	1
3. 業務期間.....	1
4. 仕様書の適用.....	1
5. 関係法令等の遵守.....	1
6. 資料の貸与.....	1
7. 秘密の保持.....	1
8. 疑 義.....	2
9. 提出書類.....	2
10. 成果品の検査と納品.....	2
11. 留意事項.....	2
12. 成果品.....	2
第2章 業務内容.....	3
1. 業務実施方針.....	3
2. 現状把握.....	3
3. 最終処分場方針検討.....	3
(1) 既存不燃物処理場の延命化.....	3
(2) 不燃物処理場の更新.....	3
(3) スケジュールの検討.....	3
(4) 総合評価.....	3

第1章 総 則

1. 業務の目的

本業務は、鹿足郡不燃物処理組合（以下「本組合」という。）が運用する一般廃棄物最終処分場（以下「本施設」という。）について、現状把握及び今後の施設運営にあたっての方向性を定めるための比較検討を目的とした一般廃棄物最終処分場方向性検討業務を実施することにより、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 業務名及び業務場所

業 務 名：鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務

業務場所：本組合管内

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月18日までとする。

4. 仕様書の適用

本仕様書は、本組合が発注する「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務」に適用する。受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、本組合と協議を行い、受託者の責任においてこれを行うものとする。

5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、細則通知等を遵守しなければならない。

6. 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在本組合が所有しているもので参考となる資料については、これを貸与する。

受託者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本組合に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

7. 秘密の保持

受託者は、本業務について、中立性を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

8. 疑義

本業務の仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、速やかに本組合と協議し、指示を受けて業務を遂行するものとする。

9. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届及びその経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 納品書
- (6) 請求書
- (7) その他必要な書類

10. 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、本組合による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。ただし、成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正の上、納品するものとする。

11. 留意事項

受託者は本組合が関係官公署等との協議を行う場合は、必要に応じて同行し、内容の説明及び資料の提出等、誠意をもってこれにあたらなければならない。

また、受託者が関係官公署等と直接協議等を必要とするとき、または協議を求められた場合は、速やかに本組合へ連絡するとともに、誠意をもってこれにあたり、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本組合に提出しなければならない。

12. 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務報告書（A4版）
5部
- (2) 説明資料等 1式

第2章 業務内容

1. 業務実施方針

本業務は、本組合で運用している本施設について、現状を把握したうえで、今後、中・長期的に安定かつ適正な最終処分を実施するための、必要となる事業方針を提案し、そのメリット・デメリットを明らかにしたうえで、本組合の運用として最も適している方針を定めることを目的とする。

2. 現状把握

本施設の現状について、既存資料調査等を実施し、処分場の適正な管理状況等について、調査を実施する。

3. 最終処分場方針検討

本施設の現状を踏まえたうえで、施設の耐用年数等を考慮し、今後の施設運用方針を検討するものとする。なお、検討に際しては、いくつかの可能性を抽出し、その実現性や方法、コストを算出し、比較検討を行うものとする。

(1) 既存不燃物処理場の延命化

当該施設の最終処分容量を再び確保し、運用を継続する方針について検討する。

(2) 不燃物処理場の更新

本施設が満杯となったのちに、本組合管内において新たな最終処分場を整備するとした場合に必要な項目について概略検討を行うものとする。

(3) スケジュールの検討

上記のケースを想定した場合のスケジュールについて、比較検討できるよう整理した工程表を作成するとともに、年度ごとに必要経費について、示すものとする。

(4) 総合評価

前項までの検討を踏まえ、本組合の最終処分場の今後の在り方について比較検討する材料の提供を行い、方針ごとにメリット・デメリットを明らかにする。